

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………一
- 令和元年度狩猟免許試験の実施……………二
- ………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 令和元年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………三
- ………(同)……………三
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………四
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………四
- ………(同)……………四
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………五
- ………(同)……………五
- 土地地区画整理組合の理事の就任……………六
- ………(都市整備局市街地整備部地区画整理課)……………六

告示

●東京都告示第五十号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条

第四項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和元年五月三十日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室

三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一) 建築主住 千代田区隼町四番二号

所氏名 最高裁判所事務総局経理局

建築敷地 目黒区中目黒二丁目三百十番一ほか

地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域及び第七種第一種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所(裁判所)
敷地面積 約八、二四二平方メートル

建築面積 約三、二一〇平方メートル
延べ面積 約一六、二〇一平方メートル
構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか地上五階地下一階ほか
高さ 二三・九〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

(二) 建築主住 港区麻布台一丁目七番三号

所氏名 虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

建築敷地 港区麻布台一丁目三百十四番三ほか

地域地区 第二種住居地域、商業地域、防火地域、都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)及び虎ノ門・麻布台地区地区計画

工事種別 新築
及び用途 事務所、共同住宅、自動車庫、飲食店
物品販売業を営む店舗及び各種学校ほか

敷地面積 約二四、一〇五平方メートル

建築面積 約一五、六七二平方メートル

延べ面積 約四六二、三九四平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

高さ 三二・六・四五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第五十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社アポロイースト

(二) 代表者氏名 代表取締役 三澤 寿彦

(三) 主たる事務所の所在地 町田市相原町四百九十四番地十四

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八五三三二号

(五) 免許年月日 平成二十七年十二月二十二日

二 処分年月日 令和元年五月十日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(令和元年六月五日から同年七月四日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

狩猟免許の種類 実施期日 開始時刻 開催場所
網猟免許、令和元年 午前十時 足立区勤
わな猟免許 八月三日 労福社会 足立区綾
許、第一 館 瀬一丁目
種銃猟免 三十四番
許及び第 七号
二種銃猟
免許

同右 同月三十 同右 同右
一日

同右 令和元年 同右 府中市市 府中市府
十月十九 日 民会館ル 中町二丁
日 ミエール 日二十四
府中 番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、狩猟免許申請書に所定の事項を記入し、及び署名又は押印し、次に掲げるものを添えて、令和元年七月二十二日午後五時までに東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ

二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証

明する書類を提出するもの

エ 申請書に添付する写真の写し

オ 申請書に添付する写真の写し

カ 申請書に添付する写真の写し

キ 申請書に添付する写真の写し

ク 申請書に添付する写真の写し

ク 申請書に添付する写真の写し

ケ 申請書に添付する写真の写し

コ 申請書に添付する写真の写し

する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 申請前六月以内に交付された住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 適性試験及び講習の日時及び場所

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	令和元年六月二十四日	午後二時	都議会第一階 都民ホール 新宿区西新宿二丁目八番一號
同右	同月二十日	同右	同右
同右	令和元年七月四日	同右	立川市市民会館 第三目三番 三丁目二十號
同右	同月十三日	同右	都議会第一階 都民ホール 新宿区西新宿二丁目八番一號
同右	令和元年八月一日	午後二時三十分	八王子市芸術文化会館 第一号 八王子市本町二十四番一號
同右	同月十八日	午後二時	東京都庁第一本庁舎 大会議場 新宿区西新宿二丁目八番一號
同右	同月二十日	午後二時三十分	八王子市芸術文化会館 第一号 八王子市本町二十四番一號

ようほー
ル小ほー
ル

令和元年 午前九時
九月四日
東京都大島支庁新島出張所 会議室 新島村本村六丁目四番二十四号

同右
同月六日 午後二時
東京都八丈支庁大丈支庁大會議室 八丈島八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

同右
同右
東京都小笠原支庁 小笠原村父島字西町 大會議室

同右
同月十日 同右
大島支庁第二會議室 大島町元町字オンダシ二百二十二番地一

同右
同月十三日 同右
都議会第一階 都民ホール 新宿区西新宿二丁目八番一號

二 適性試験及び講習の内容

(一) 適性試験

ア 視力

イ 聴力

ウ 運動能力

(二) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣保護管理

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

三 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が令和元年九月十四日までであるもの

四 狩猟免許更新申請手続

(一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、及び署名又は押印し、次に掲げるものを添えて、各講習実施日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を含めない。)までに東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許更新申請手数料として、更新を受けようとする狩猟免許の種類ごとに二千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失している場合は、狩猟免許等亡失届)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認した者にあつては、規則第五十九条の二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の四十五分前とする。ただし、東京都大島支庁新島出張所、東京都八丈支庁、東京都大島支庁及び東京都小笠原支庁で実施する講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の三十分前とする。

(二) 適性試験については、東京都庁及び東京都多摩環境事務所において本人が直接申請する場合にあつては狩猟免許更新申請時に、その他の場合にあつては講習の受付時又は終了後に実施する。

(三) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特

定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

二 代表者の氏名

今井 高樹

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目三番四号

四 更新された認定の有効期間

平成三十一年三月三日から令和六年三月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人JHP・学校をつくる会

二 代表者の氏名

笹平 美江子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十六番十六号

四 更新された認定の有効期間

平成三十一年二月二十四日から令和六年二月二十三日

まで

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法

施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会

二 代表者の氏名

相馬 拓也

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田一丁目六番一号 早稲田キャン

パス九号館八階八〇八号室

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認

定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年九月十三日

一 名称

特定非営利活動法人 国連の友Asia Pacific

inc

二 代表者の氏名

金森 孝裕

三 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋二丁目二番二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認

定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年十月四日

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失

効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一

條の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定

が効力を失ったので、同法第六十二條において準用する同

法第五十七條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の

施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）

第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人コミュニティケアリンク東京

二 代表者の氏名

山崎 章郎

三 主たる事務所の所在地

東京都小平市御幸町百三十一番五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認

定を受けたため

五 失効年月日

平成三十年七月二十七日

一 名称

特定非営利活動法人東京ファイルメックス実行委員会

二 代表者の氏名

木下 直哉

三 主たる事務所の所在地

東京都港区六本木七丁目八番六号 AXALL六本木

三F

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認

定を受けたため

五 失効年月日

平成三十年十一月八日

一 名称

特定非営利活動法人 東久留米市体育協会

二 代表者の氏名

永田 昇

三 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市大門町二丁目十四番三十七号 東久

留米市スポーツセンター内

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八條第一項に規定する特

例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年八月十一日

一 名称

特定非営利活動法人 日本医療開発機構

二 代表者の氏名

北原 茂美

三 主たる事務所の所在地

東京都八王子市大和田町一丁目七番二十三号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特
例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年九月一日

一 名称

特定非営利活動法人 すみだ学習ガーデン

二 代表者の氏名

武本 浩和

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区東向島二丁目三十八番七号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解
散をしたため

五 失効年月日

平成三十年三月三十一日

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十
九条第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組
合理事長伊藤稔から次に掲げる者が平成三十一年四月十六
日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二
項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

氏名 住所

伊藤 稔 日野市大字川辺堀之内百九十四番地

岸野 隆史 所五百十一番地

山田 重雄 所二百四十二番地

岸野 國男 所五百十六番地

阿川 常男 所五百六十二番地

伊藤 義男 所百六十三番地

伊藤 通夫 所百八十四番地

平野 勝明 日野市大字豊田千四百三十一番地の四

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

